

公益社団法人愛知県理学療法士会 会議日当に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人愛知県理学療法士会の会議日当に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(会議日当の支給)

第2条 当法人は、当法人の会員に対して会議日当を支給することができる。

2 前項の会議日当とは、会議への参加や研修会その他の事業の運営等の職務の対価として支給する日当をいう。ただし、出席を伴うものに限る。

(支給額の決定)

第3条 会議日当の額は、別表のとおりとする。ただし、当法人の役員の報酬等及び費用に関する規程の第2条第3号に規定する非常勤役員に対する会議日当については、同規程の第3条第3項に規定する上限額を超えることができない。

(支給時期)

第4条 会議日当は、会議についてはその開催日、研修会等についてはその実施日に本人に支払う。ただし、3か月ごとにまとめて本人に支払うことができる。

(支給方法)

第5条 会議日当は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して現金で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

別表

区分	支給金額(手取額)
会議日当	1日当たり1,000円

なお、1日に複数回の会議への参加等がある場合であっても、1日当たり1,000円(手取額)を上限とする。